

# 下関市総合計画

Shimonoseki City Master Plan

## [第2章]

### 人と自然にやさしく 安全で安心して暮らせるまち

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 河川・海岸環境の整備
- 第3節 森林の維持と活用
- 第4節 上水道の整備
- 第5節 下水道の整備
- 第6節 住環境の整備
- 第7節 衛生環境の整備
- 第8節 地域・生活関連施設の整備
- 第9節 生活安全の推進



# 第1節 自然環境の保全

## 《現状と課題》

市民の自然環境に対する認識の高まりへの対応や生物の多様性の確保を図るため、まとまりのある優れた自然公園<sup>1</sup>等を保全していくことが求められています。

またエネルギー消費の上に成り立っている日常生活や企業活動においては、化石燃料のエネルギー利用効率を高めるとともに、化石燃料から太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギー<sup>2</sup>へ転換することが求められています。

本市においては、自然公園が3地域で指定されているとともに、豊かな自然環境を活用した各種の公園も整備されています。

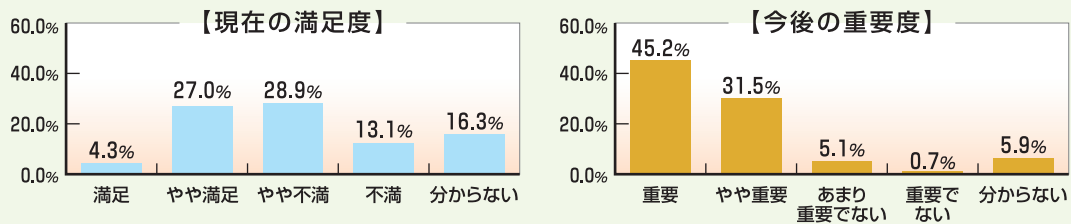
また、エネルギー面では、行政の事務・事業すべてにおいて環境への配慮を行い、率先してエネルギーの削減・効率化に取り組んでいるところです。

こうした中、今後も引き続き、自然環境の保全に取り組むとともに、市民自らが率先して環境保全に取り組めるよう、必要な支援や情報提供、子どもたちへの環境教育等に取り組んでいく必要があります。

### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

(回答者…2,430人)

#### 環境汚染防止、環境教育、新エネルギー対策など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

<sup>1</sup> 自然公園: 優れた美しい自然の風景地を保護し、自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、区域を定めて指定された公園のこと。自然公園法に基づき、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分される。

<sup>2</sup> 新エネルギー: 石油や原子力など旧来のエネルギーに対し、風力、地熱、太陽エネルギーなどの自然エネルギーや、水素を利用した燃料電池などのこと。

## ■豊かな自然が広がる「角島」



角島大橋(写真奥:角島)



ハマユウの群生

### 《基本方向》

- 本市が有する自然公園、緑地環境保全地域等をはじめとする豊かな自然環境を保全管理するとともに、周辺に生息する野生動植物の保護と共生を図ります。
- 地球規模での環境・エネルギー問題に配慮した施策を展開し、エネルギーの有効活用等を推進します。

### 《施策体系図》

自然環境の保全

環境汚染の防止

環境保全の意識向上

クリーンエネルギー

### 《各事業の方向》

## 1 環境汚染の防止

### (1) 環境及び汚染発生源の監視

地球環境の保全及び住民の生活環境の保全を図るため、環境及び発生源の監視体制の強化により、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。

## 2 環境保全の意識向上

### (1) 普及啓発活動の推進

自然環境が保全され、野生動植物の保護と共生の図られる快適で住みよい環境づくりを市民全体の運動として展開するため、環境保全情報の提供や環境教育により、市民の環境保全の意識向上を図るとともに、自ら進んで環境の保全に対する取り組みを行なうことのできる人材を育成します。

## 3 クリーンエネルギー<sup>3</sup>

### (1) 新エネルギー対策

地球規模での環境・エネルギー問題に配慮し、二酸化炭素低排出型のライフスタイル<sup>4</sup>への変革を図るため、風力発電等自然エネルギー<sup>5</sup>の導入、森林バイオマス<sup>6</sup>等活用施設の整備等、クリーンエネルギーの導入を支援します。

### (2) 省エネルギー対策

環境にやさしい交通行動への転換を促進するため、ノーマイカー実践<sup>7</sup>普及等、環境にやさしい交通行動の意識啓発を、交通関係の事業者と一体となって取り組みます。行政においては、省燃費公用車の導入を推進します。

また、地球温暖化<sup>8</sup>の防止を図るため、インターネット<sup>9</sup>版環境家計簿<sup>10</sup>や電動アシスト自転車、ホームページ<sup>11</sup>、メールマガジン<sup>12</sup>等のツール<sup>13</sup>による普及啓発活動に取り組みます。

- 
- 3 **クリーンエネルギー**: 太陽光・風力・波力・地熱など、石油や石炭等の化石燃料に対して環境にやさしいエネルギーのこと。
  - 4 **ライフスタイル**: 個人または集団の生活様式。生き方。
  - 5 **自然エネルギー**: 今まであまり使われていなかった太陽の光や熱、風の力など自然界のエネルギーを利用したもの。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、雪氷熱利用などがある。
  - 6 **森林バイオマス**: 森林が持つ植物系資源の総量を表す概念。具体的には、樹木(幹、枝、葉、樹皮及び根)や草木、植物成分からつくった燃料、抽出物等のこと。バイオマスの活用により、二酸化炭素の排出削減に貢献することができる。
  - 7 **ノーマイカー実践**: 通勤、買い物、旅行など、普段の生活の中で利用している自家用車を、できる範囲で利用を節約し、代わりに公共交通機関や自転車、徒歩を利用すること。
  - 8 **地球温暖化**: 二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。気温上昇により、海面の上昇、異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境などへの影響が懸念される。
  - 9 **インターネット**: 世界中の個人、企業、団体などがコンピューター等を通じて相互に接続したコンピューター ネットワーク。最近では、ホームページを見ることや電子メールを活用することをインターネットを使うと呼ぶことが一般化している。
  - 10 **環境家計簿**: 家庭生活が環境に与える影響(環境負荷量)の大きさを、家計簿による家計の収支計算のように行うもの。エネルギーの消費量や、食品や日用品の消費量から二酸化炭素排出量を計算する。
  - 11 **ホームページ**: インターネット上で公開されている文字や画像、音声、動画等により構成される文書。または、その文書の先頭のページのこと。web(ウェブ)サイト、web(ウェブ)ページと同義語。
  - 12 **メールマガジン**: 電子メールを利用し、記事・コラムのような体裁で情報を配信するサービスのこと。有料で発行されているものは少数で、無料で購読できるものがほとんどである。
  - 13 **ツール**: 道具、手段のこと。



## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
環境汚染の防止	<b>環境及び汚染発生源の監視</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視体制の強化</li> </ul>	市
環境保全の意識向上	<b>普及啓発活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全情報の提供</li> <li>環境教育の充実</li> </ul>	市 市
クリーンエネルギー	<b>新エネルギー対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電等自然エネルギーシステム導入の促進</li> <li>森林バイオマス等活用施設整備</li> </ul>	市 市
	<b>省エネルギー対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>省燃費公用車導入の推進</li> <li>省エネルギー意識の普及啓発</li> </ul>	市 市



クスの森



しものせき環境みらい館

## 第2節 河川・海岸環境の整備

### 《現状と課題》

本市は関門海峡から響灘を経て日本海にわたる3方を海に囲まれており長い海岸線を有しています。そのため冬期の波浪による海岸の侵食が問題となっており、防災対策をはじめとする海岸の保全は重要な取り組みのひとつといえます。

また、近年、都市化の進行等の影響により、台風等の大雨時や豪雨時には河川や水路の処理能力を超過し、浸水被害が発生する地域があります。

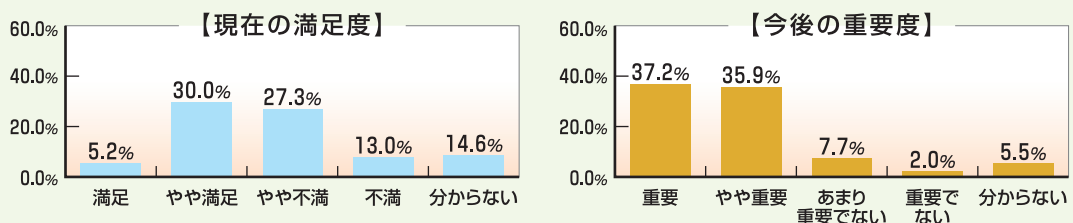
こうした中、高潮・洪水・土砂災害等の自然災害から市民の生命・財産を守るため、河川・海岸等に係る防災機能を強化し、市民の生活環境を保全することが必要となっています。

また、河川・海岸の保全に向けた基盤整備にあたっては、河川・海岸は貴重な生物を育む場でもあるため、生態系への配慮や、市民の誰もが安全で快適に利用できる環境づくりを行っていくことが重要と考えられます。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

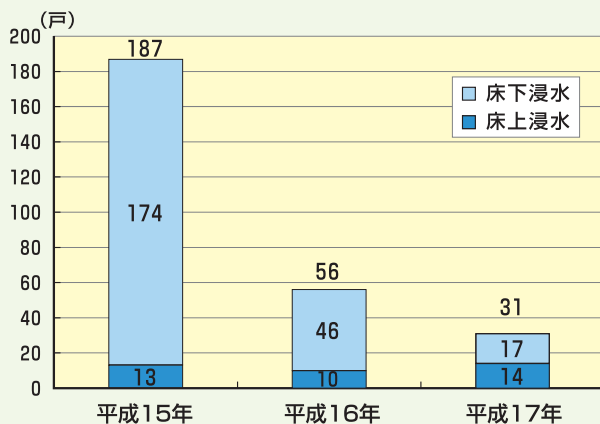
(回答者…2,430人)

##### 河川・水路の改修、土砂災害対策、海岸保全など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

#### ■ 浸水被害の状況



浸水被害状況(平成17年8月 下関市禰田地区)

資料:下関市河川課

## 《基本方向》

- 日本海沿いの美しい自然海岸、特色ある景観を創出する関門海峡、木屋川、栗野川等の河川・海岸環境については、自然環境に配慮した適切な整備を進め、人と自然がふれあえる空間を形成します。
- 自然災害の防止を目的に、河川改修や急傾斜地の崩壊対策を推進するとともに、災害時対策を強化します。

## 《施策体系図》

河川・海岸環境の整備

河川環境の整備

海岸環境の整備

## 《各事業の方向》

### 1 河川環境の整備

#### (1) 二級河川<sup>1</sup>の整備

市内の二級河川である木屋川や栗野川等について、河川における災害の防止、利水機能の増進はもとより、ホタルをはじめ多様な生物の生息、生育の場である貴重な水辺環境を整備・保全するとともに、人と自然がふれあえる水辺空間を提供するため、適切な河川改修を推進します。

#### (2) 準用河川<sup>2</sup>・普通河川<sup>3</sup>等の整備

近年、豪雨時に恒常的な浸水被害が発生している地域への総合的な浸水対策のひとつとして、市内の準用河川、普通河川、水路について、水棲生物などの生態系に配慮したうえで、地域にあった河川・水路改修を推進します。

#### (3) 土砂災害対策

本市は丘陵地が多い上、地質が脆弱な箇所が多く、一旦大雨に見舞われると、地滑りやがけ崩れ等の土砂災害の発生が心配される地域があります。このような急傾斜地の崩壊から市民の生命・財産を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

<sup>1</sup> 二級河川:一級河川に指定された水系以外の水系にかかる河川で、地域的に見て重要であるとして都道府県知事が指定したもの。

<sup>2</sup> 準用河川:一級河川、二級河川以外の河川で河川法の一部を当てはめて管理を行う必要があるものについて、市町村長が指定したもの。

<sup>3</sup> 普通河川:河川法に基づく分類で指定されていない河川で、一般的に市町村の条例により管理されているもの。

## 2 海岸環境の整備

### (1) 海岸保全施設等の整備

防風・防潮機能を持ち合わせた緑地を整備し、市民の安全確保と快適な環境を形成するため、潮流及び冬季風浪等により海浜の侵食や背後地への飛砂・飛沫による被害が発生している地域について、護岸整備等の海岸侵食対策と一体的に、遊歩道並びに修景等による海岸環境整備を推進します。

#### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
河川環境の整備	<b>二級河川の整備</b> • 河川改修	県・市
	<b>準用河川・普通河川等の整備</b> • 河川・水路の改修	市
	<b>土砂災害対策</b> • 砂防、地滑り、急傾斜地崩壊対策、 小規模急傾斜地崩壊対策	県・市
海岸環境の整備	<b>海岸保全施設等の整備</b> • 海岸環境整備 松谷海岸、下関漁港海岸 ほか	県・市
	• 海岸侵食対策 松谷海岸 ほか	県



中山溪



大浜海水浴場

## 第3節 森林の維持と活用

### 《現状と課題》

森林は、木材を供給するだけでなく、水や生物を育み、災害を防ぎ、心に安らぎや潤いを与える等の働きを担っています。また、地球温暖化<sup>1</sup>に対しては、二酸化炭素を吸着する重要な役割を担っています。

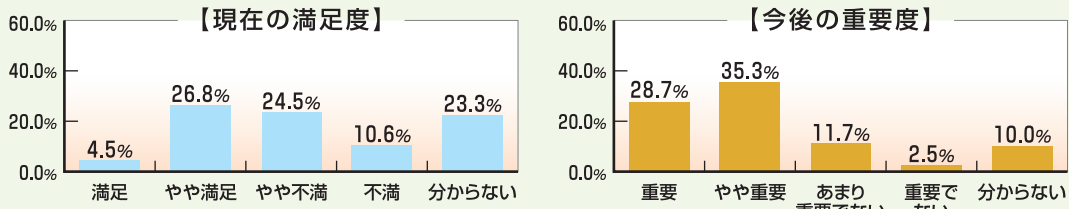
こうした中、特に中山間地域<sup>2</sup>では過疎化・高齢化の進行や、林業の採算性の悪化等により、適正に管理・保全されない森林が増えてきています。

本市においては、約47,000haの森林があり、これらが良好に維持されるとともに、公益的機能をより一層増進していくことが重要になっています。

さらに、行政だけの取り組みに止まらず、市民のボランティア<sup>3</sup>活動による維持・管理を促進する等、多様な主体の関わりによって、恵み豊かな森林を良好な状態で次世代に引き継いでいくことが重要となっています。

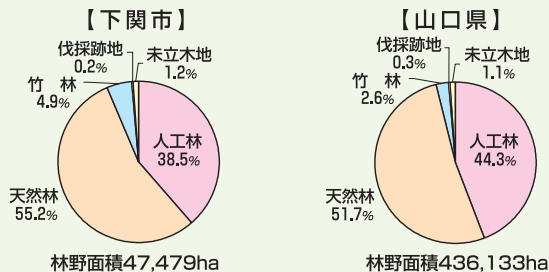
#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 里山<sup>4</sup>の再生、治山・林道・作業道の整備など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

#### ■ 林野面積の概要 (平成12年8月1日時点)



資料:山口県統計課「平成17年刊山口県統計年鑑」  
農林水産省「2000年世界農林業センサス山口県統計書」

<sup>1</sup> 地球温暖化:二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。気温上昇により、海面の上昇、異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境などへの影響が懸念される。

<sup>2</sup> 中山間地域:平野部の周辺部から山間部に至るまとまった耕地が少ない地域のこと。

<sup>3</sup> ボランティア:自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

<sup>4</sup> 里山:人里周辺にあって、農業用の肥料、キノコなどの食料の収穫といった生活環境の場や、身近な遊び場、虫や植物とのふれあいなど自然教育の場として、人々の日常生活と密接なつながりのある森林のこと。



## 《基本方向》

- 森林の有する多面的機能の向上を図るため、自然災害を未然に防止する治山事業<sup>5</sup>を推進し、水土保持林等の適切な維持管理を行うとともに、次世代に繋げる森林資源の健全な育成を図ります。

## 《施策体系図》

森林の維持と活用

森林の活用

## 《各事業の方向》

### 1 森林の活用

#### (1) 森林の保全・利用

適正な森林整備の推進及び林業生産の効率化と森林資源の維持管理に係る負担軽減を図るため、林道・作業道の整備を推進するとともに、自然災害の予防及び森林の持つ公益機能を発揮させるため、治山事業を推進します。

森林資源の保護と地域林業の振興を図るため、農林作物に甚大な被害を与える有害鳥獣の捕獲及び被害防止、松くい虫の被害による予防及び駆除を徹底します。

また、下刈り、枝打ち、間伐等の手入れが行き届かずに放置されている山林については、分収林<sup>6</sup>制度等を活用し、その保全に努めます。

市民の健康増進と森林資源や林業への理解、啓発を図るため、各種イベント等を通じて、自然とのふれあいの場の提供や、ボランティア活動の推進等による里山活動のための人材育成を図ります。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
森林の活用	<b>森林の保全・利用</b>	民間・市  県・市  市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山の再生 ボランティア活動の推進等による里山活動のための人材育成等</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 治山、林道、作業道の整備</li> <li>● 公有林、分収林等の整備</li> </ul>	

<sup>5</sup> 治山事業: 森林の維持造成を通じて山地に起因する土砂崩れや地滑りといった災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図る事業のこと。

<sup>6</sup> 分収林: 森林の土地所有者と造林または保育を行う者の二者あるいは、これらに費用負担者を加えた三者で契約を結び、植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合うこととしている森林のこと。



## 第4節 上水道の整備

### 《現状と課題》

水道は、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない根幹的施設として、また、各種の産業活動の原動力として必要不可欠なものです。

本市の水道は、1906年(明治39年)に全国で9番目に給水が開始された近代水道であり、2006年に100周年を迎えました。

今後により安全でおいしい水を安定して供給するためには、「安全・安定・安心」の3Aをスローガン<sup>1</sup>に、事故や災害に強い水道施設の整備、環境の変化に対応した水質管理体制の強化、経年劣化施設の計画的な更新に重点を置いた対策が重要となってきています。

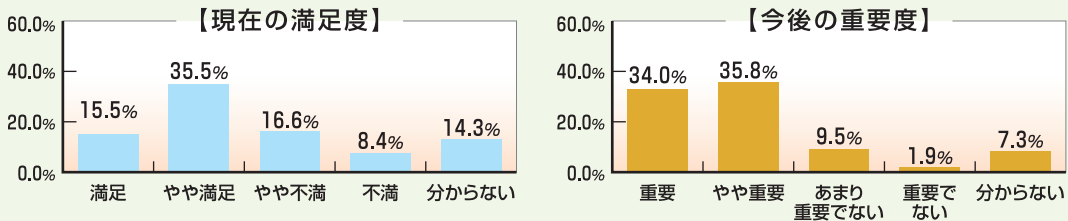
また、井戸水の水質悪化や水量不足により生活用水に困窮している水道未普及地域の解消も必要となります。

一方、循環型社会<sup>2</sup>の進展や節水機器の普及などに伴う水需要の伸長が期待できない中、施設更新に伴うコストの増大により事業運営が厳しくなり、より一層の経営の効率化が求められています。

今後、これらの課題を克服し、将来に向けて一層安全で安定した安心できるライフライン<sup>3</sup>としての水道の構築を図る必要があります。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 施設の整備、未普及地域の解消、事業経営の安定化など



#### ■ 水道普及状況 (平成17年)

(単位:箇所、人、千m<sup>3</sup>、%)

区分	総数			上水道			簡易水道			普及率
	箇所数	1) 給水人口	年間給水量	箇所数	給水人口	年間給水量	箇所数	給水人口	年間給水量	
下関市	10	283,993	38,796	1	272,413	37,212	9	11,580	1,584	96.3

注 1) 簡易水道に吉母飲用水供給施設を含む。 2) 普及率=給水人口(総数)/行政区域内人口(294,887人)  
資料:下関市水道局

<sup>1</sup> スローガン:団体や運動の主張や目標を強く印象づけるために、効果的に要約した文章、標語のこと。

<sup>2</sup> 循環型社会:生産から流通、消費、廃棄にいたるまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会。

<sup>3</sup> ライフライン:電気、ガス、水道、電話、食料流通など生命、生活を支えるシステム。

## 《基本方向》

- 安全で、よりおいしい水を安定的に供給するため、水質管理の強化、老朽施設の更新整備や浄水施設機能の高度化を図るとともに、事故・災害に強い水道施設の構築を目指し、新時代に向けたライフラインとしての役割を果たす水道の整備推進に努めます。
- 市民が等しく快適な生活環境を享受できるよう、未普及地域の解消に努めます。

## 《施策体系図》

上水道の整備

上水道等の整備

## 《各事業の方向》

### 1 上水道等の整備

#### (1) 上水道施設の整備

水道というライフラインの役割を将来にも持続していくためには、取水施設から配水施設までの水道施設の増強を行うとともに、より安全で安定した水道水供給のため浄水施設の計画的な更新を図ります。

#### (2) 簡易水道<sup>4</sup>施設の整備

簡易水道については、上水道施設の整備と同様にライフラインの役割を将来に持続し、より安全で安定した水道の供給を推進するため、送・配水管の整備を行います。

#### (3) 水道未普及地域の解消

市民の誰もが等しく快適な生活環境を享受できるよう、水道普及率100%を究極の目標とし、生活用水に困窮する地区から未普及地域の解消に努めます。

#### (4) 水道事業経営の安定化と市民負担の軽減

効率的な水道事業の運営を図るため、有識者による上下水道経営審議会を設置し、広く意見を聞きながら、水道事業経営の安定化を図ります。また、水資源の有効利用や有収率<sup>5</sup>向上を図るため、漏水対策の強化に努めます。

<sup>4</sup> 簡易水道: 上水道のうち給水する人口が5,000人以下の小規模な水道のこと。

<sup>5</sup> 有収率: 浄水場等からの配水量に対して、水道料金の徴収につながる各家庭や施設等で使用した水量の割合。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
上水道等の整備	<p>上水道施設の整備</p> <p>簡易水道施設の整備</p> <p>水道未普及地域の解消</p> <p>水道事業経営の安定化と 市民負担の軽減</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>



高尾浄水場



内日貯水池

## 第5節 下水道の整備

### 《現状と課題》

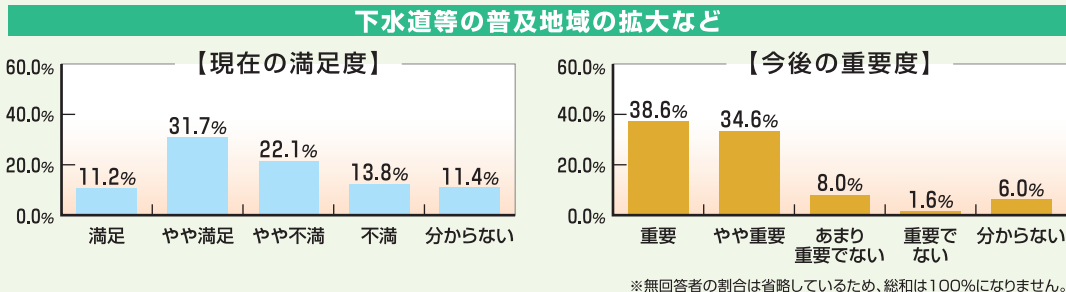
下水道は、汚れた水を集め、きれいな水によみがえらせる機能や、雨水の排除による水害の防止機能等、快適で文化的な生活を営むために必要な根幹的な施設です。

本市の下水道は、昭和33年に事業に着手し、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道<sup>1</sup>事業で整備を進め、平成17年度末の下水道普及率は60.6%となっています。

今後は、下水道整備区域の拡大を推進し普及率の向上を図るとともに、老朽化した下水道処理施設の改築や、下水道汚泥の有効活用等、健全な事業経営のもと、水循環社会<sup>2</sup>の構築に向けて積極的な取り組みを行っていく必要があります。

また、人口集積が低い地域等においては、地域の特性に応じつつ農業集落排水<sup>3</sup>や浄化槽<sup>4</sup>の設置等により、生活環境の改善や水質汚濁の防止を図っていく必要があります。

### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)



### ■ 下水道普及状況 (平成18年3月31日現在)

(単位:人、%)

区分	行政人口 <sup>1</sup> A	処理区域人口 B	水洗化人口	普及率 B/A×100
下関市	290,364	175,946	170,064	60.6
山口県	1,499,022	799,143	741,448	53.3

注1) 行政人口は、平成18年3月末の住民基本台帳の数値である。  
資料:山口県都市計画課「平成18年刊山口県統計年鑑」

<sup>1</sup> 特定環境保全公共下水道:公共下水道の一種であるが市街化区域外にある農山漁村部の生活環境の改善あるいは、自然公園の区域内の水質保全を目的に行うもの。処理対象人口は、1,000人以上10,000人未満。

<sup>2</sup> 水循環社会:海水が蒸発し雲となり雨を降らせ、雨が大地にしみ込み川になって流れ、さまざまな形で人々に利用されて、再び海に戻る水の循環において、社会の営みと環境を保全する水の機能が適切なバランスで保たれる社会のこと。

<sup>3</sup> 農業集落排水:農村の各家庭からの生活雑排水やし尿を管路で処理場に集め、きれいな水に処理するもの。

<sup>4</sup> 浄化槽:公共下水道が普及していない地域において、家庭からのし尿や生活雑排水を、微生物の働きにより分解、浄化し、きれいな水にして放流するための施設のこと。

## 《基本方向》

- 海域や河川・湖沼等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の積極的な整備推進を図ります。
- 公共下水道のほか、各地域の特性を考慮した適切な下水道等の整備を進め、生活環境の向上を図ります。

## 《施策体系図》

下水道の整備

下水道等の整備

## 《各事業の方向》

### 1 下水道等の整備

#### (1) 下水道等の整備

関門海峡や山陰海岸、ホテルの生息する河川等、豊かな自然の水質保全をはじめ、良好な水環境を創造し、潤いのある快適な都市環境の構築を図るため、新たな下水道事業計画に基づき、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の計画的な整備を推進し、下水処理の高度化、下水道施設の耐震化や老朽化施設の改築更新を推進します。

さらに、公共下水道が利用可能となった区域については、水洗化の普及促進を図るため、くみ取り便所または、し尿浄化槽を水洗便所に改造し、併せて排水設備の改善を行なう場合に、工事に必要な資金の融資に伴う利子補給を行っています。

また、生産性の高い農林水産業の実現と活力ある農村・漁村社会の形成及び循環型社会<sup>5</sup>の構築を図るため、農村・漁村地域における農業・漁業集落排水施設<sup>6</sup>の整備促進を図りつつ、農業用水や海域の水質保全及び生活環境の改善を推進します。

その他の地域については、地域の実情に応じて、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、水質の保全を図り、健康で快適な生活環境を確保するため、浄化槽の整備を促進します。

<sup>5</sup> 循環型社会:生産から流通、消費、廃棄にいたるまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会。

<sup>6</sup> 漁業集落排水施設:漁村の各家庭からの生活雑排水やし尿をきれいな水に処理するための管路や処理場等の施設。



## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
下水道等の整備	<b>下水道等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな下水道事業計画の策定</li> <li>下水道施設の計画的な整備による普及地域の拡大                             <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道の整備</li> <li>特定環境保全公共下水道の整備</li> <li>農業・漁業集落排水施設の整備</li> </ul> </li> <li>浄化槽の整備促進</li> <li>水洗便所改造等資金の融資に伴う利子補給制度の充実</li> </ul>	市
		市



ホタルの生息する河川



乃木浜総合公園親水広場（高度処理水の利用）



## 第6節 住環境の整備

### 《現状と課題》

市民の住宅に対するニーズの多様化とともに、機能性と利便性、ゆとりと潤いの両方が充実した住宅や住環境が求められています。

本市ではこれまで、約7千戸の市営住宅を供給し、特に住宅に困窮する低所得者の市民生活の安定と社会福祉の増進に努めてきたところですが、その中には、老朽化が進み耐震安全性が確保されていない住宅も多く、また高齢化や現在のライフスタイル<sup>1</sup>に合致しない住宅も多くなっています。

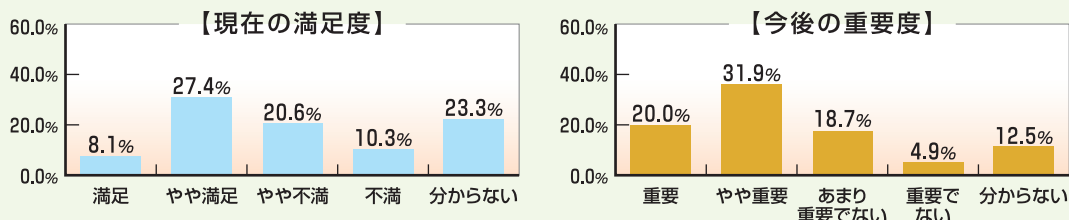
このため、既存の市営住宅については、高齢化にも対応し、安全で良質な住宅の整備を図っていくことが必要となっています。

また、地域の景観特性等を活かし、豊かで潤いのある街並みや住環境を形成していく必要があります。

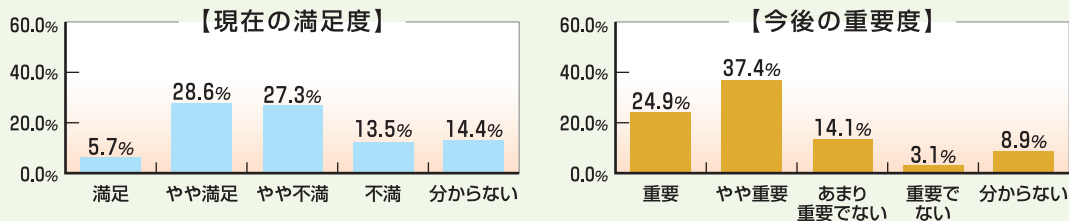
#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

(回答者…2,430人)

##### 住宅の整備：公営住宅整備など



##### 都市景観の形成：良好な景観形成の促進、案内誘導サインの整備など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

<sup>1</sup> ライフスタイル：個人または集団の生活様式。生き方。

## 《基本方向》

- 安全で快適な住環境の形成を図るため、官民協働のまちづくりの観点から、公共整備事業の一体的な取り組みと、地域特性を活かした修景整備を促進します。
- 民間住宅については、まちづくり協定<sup>2</sup>や建築協定<sup>3</sup>等の活用を促進し、魅力ある街並みの形成に努めます。
- 公営住宅については、地区ごとの需要に対応した住宅の確保等に努めます。

## 《施策体系図》

住環境の整備

住宅の整備

都市景観の形成

安全な住環境の整備

## 《各事業の方向》

### 1 住宅の整備

#### (1) 公営住宅の整備

住宅に困窮している低額所得者の生活を支援するため、老朽化が進んだ住宅の建替え等を効率的に行うとともに、地域特性や高齢者等の生活特性に配慮した住宅供給に努め、良好な居住環境の形成を図ります。

#### (2) 特定公共賃貸住宅<sup>4</sup>の整備

定住人口の確保や良好な住環境形成を図るため、中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅の整備を促進します。

##### ■ 市営住宅の整備



二の浜団地

<sup>2</sup> **まちづくり協定**:自治会や商店街などの地域を単位とし、建物・屋外広告物の色や意匠などのデザイン、花や樹木による緑化などの約束事を自主的に決め、美しい街並みの実現を目指すもの。

<sup>3</sup> **建築協定**:住民・土地の所有者全員の合意のもとに、一定地域内の建築物の敷地、構造、用途、形態などに関する自主的な基準を定め、それをお互いに守りあっていくことを約束する制度。都市計画区域外で設定することも可能。

<sup>4</sup> **特定公共賃貸住宅**:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、地方公共団体が国の補助を受けて建設・供給する住宅であり、収入要件を公営住宅の場合より上に設定した中堅所得者を対象とした住宅のこと。

## 2 都市景観の形成

### (1) 良好な都市景観形成の推進

市内の良好な景観を保全し、魅力ある景観を形成していくため、景観法に基づく景観計画の策定、夜間景観の創造等に取り組み、下関らしい豊かで潤いのある景観づくりを推進します。

#### ■ 下関らしい景観づくり



市街地の空撮

## 3 安全な住環境の整備

### (1) 危険地対策

本市は丘陵地が多い上、地質が脆弱な箇所が多く、一旦大雨に見舞われると、地滑りやがけ崩れ等の土砂災害の発生が心配される地域があります。このような急傾斜地の崩壊から市民の生命・財産を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
住宅の整備	<b>公営住宅の整備</b> <b>特定公共賃貸住宅の整備</b>	県・市 市
都市景観の形成	<b>良好な都市景観形成の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 修景整備の促進</li> <li>• 公共サイン<sup>5</sup>の整備</li> <li>• 景観計画の策定</li> <li>• 夜間景観ライトアップ整備</li> </ul>	民間・市 市 市 市
安全な住環境の整備	<b>危険地対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 急傾斜地崩壊防止対策の推進【再掲】</li> </ul>	県・市



下関駅前イルミネーション



海峡メッセ下関・海峡ゆめタワー

<sup>5</sup> 公共サイン:人々に地理、方向、施設の位置などに関する情報を提供するための標識、地図、案内誘導板等の総称。

## 第7節 衛生環境の整備

### 《現状と課題》

環境の世紀、21世紀においては、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型社会から脱却し、資源循環型社会<sup>1</sup>の実現に取り組んでいくことが求められています。

本市においては、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「環境基本条例」を定めるとともに、ごみ処理の有料化やリサイクルプラザ<sup>2</sup>を整備する等、市民や事業者とのパートナーシップ<sup>3</sup>のもと、再利用、ごみ排出量の削減並びにリサイクルの推進に取り組んでいます。

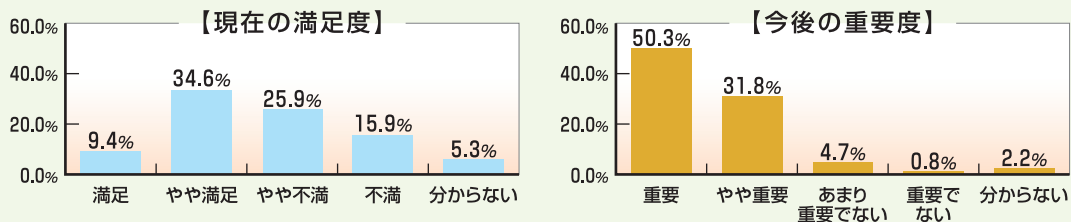
し尿処理については、適切な処理が公衆衛生上、また自然環境保全上、必要不可欠となっています。公共下水道等の整備状況を踏まえ、し尿の適正な収集や処理、浄化槽<sup>4</sup>の適正管理指導を徹底していくことが重要となります。

廃棄物の不法投棄については、環境保全監視員を配置するとともに、特に不法投棄が多発する複数の地区においては、監視カメラを配備していますが、今後とも効果的な防止対策に取り組む必要があります。

また、公衆衛生の見地から市民生活に密接する生活衛生関係施設の指導・監視を計画的に推進し、食の安心・安全など生活衛生における危害の発生の防止が重要な施策となります。

■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

#### ごみ処理体制の充実、リサイクル促進、産廃処理の適正化など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

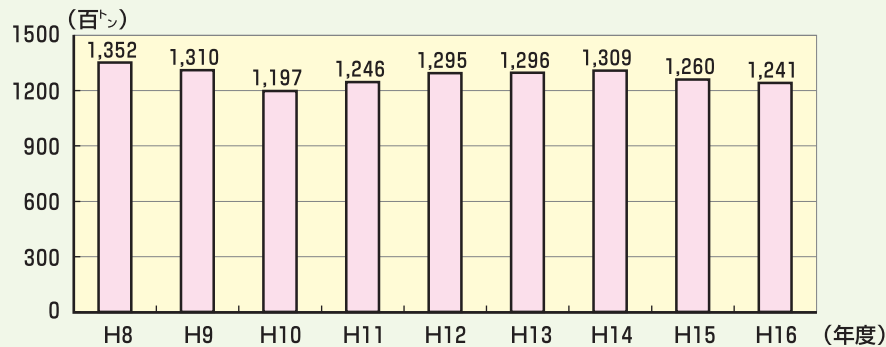
<sup>1</sup> 循環型社会:生産から流通、消費、廃棄にいたるまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会。

<sup>2</sup> リサイクルプラザ:資源ごみを選別、破碎、圧縮、保管する機能を持ち、併せて、修理品の展示室や研究室等、住民を啓発する機能をもつ施設。

<sup>3</sup> パートナーシップ:各々が対等の立場で関係を持つこと。提携、協力、協力体制、共同経営などのこと。

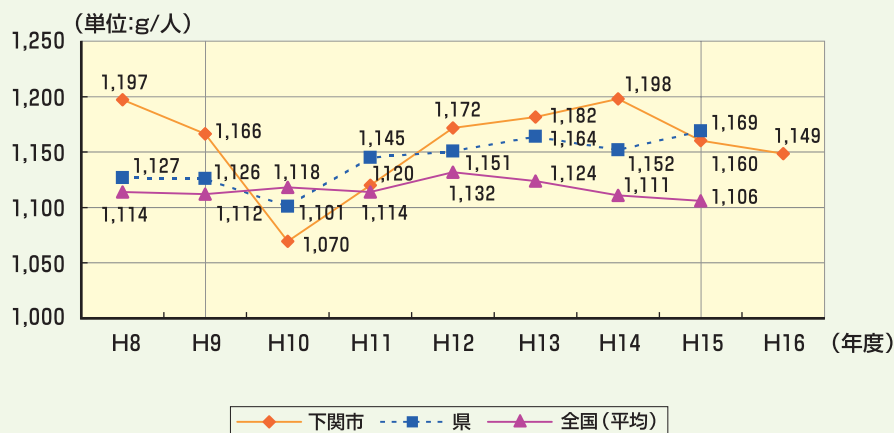
<sup>4</sup> 浄化槽:公共下水道が普及していない地域において、家庭からのし尿や生活雑排水を、微生物の働きにより分解、浄化し、きれいな水にして放流するための施設のこと。

### ■ 一般廃棄物（ごみ）排出量の推移



資料:下関市環境部

### ■ 一般廃棄物（ごみ）一人一日平均排出量の推移



※平成9年度粗大ごみ等有料化(H9.6.30)、平成15年度有料指定ごみ袋制度導入(H15.6.30)  
資料:下関市環境部、山口県および全国は「山口県環境白書」

## 《基本方向》

- 適切のごみ処理やし尿処理、産業廃棄物処理を通じ衛生環境の整備を推進します。
- ごみ処理については、増加しつづけるごみやごみ処理に伴う環境負荷の総合的な削減に向け、ごみの排出抑制・減量化、リサイクルの推進に努めます。
- し尿処理については、適切な処理施設の確保や収集体制の整備に努めます。
- 産業廃棄物については、最終処分場の残余年数等を踏まえ、適切な処理施設等の確保を図るとともに、発生抑制・減量化・再生利用の促進に努めます。



## 《施策体系図》

衛生環境の整備

環境マネジメントシステム維持管理

処理環境の充実

公衆衛生の充実

## 《各事業の方向》

### 1 環境マネジメントシステム<sup>5</sup>維持管理

#### (1) 環境マネジメントシステムの拡充

行政が率先して、環境負荷の低減に努めることにより、市全体の環境の保全及び改善活動を促進するため、ISO<sup>6</sup>14001<sup>7</sup>に適合した環境マネジメントシステムの認証取得範囲を未構築区域へ拡大するとともに、システムを適正に運用管理することで、すべての事務事業における環境への負荷の低減を図ります。

また、市内の事業者のISOやエコアクション21<sup>8</sup>等の環境マネジメントシステムの導入を促進することにより、経済活動のあらゆる局面での環境への負荷の低減を図ります。

### 2 処理環境の充実

#### (1) ごみ処理体制の整備充実

ごみ処理については、一般廃棄物処理計画<sup>9</sup>を策定し、適正処理に努め、効率的な処理体制の充実を図るため、中間処理施設及び最終処分場の整備について検討するとともに、地域住民と協力して、ごみステーションの適切な設置を推進します。

また、資源ごみの適切な収集による再資源化の促進、ごみ自体の減量化に向け、市民・事業者への意識啓発、広報活動の実施、市民の自発的活動の支援等を推進します。

さらに、災害時等の緊急事態に対応できるごみ処理体制を整備するため、周辺自治体との広域的な連携を図ります。

<sup>5</sup> **環境マネジメントシステム**:行政組織や事業者等が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、科学的管理のもと、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

<sup>6</sup> **ISO**:国際標準化機構(International Organization for Standardization)の略称で、同機構が策定する工業製品の標準化規格の総称としても使われる。

<sup>7</sup> **ISO14001**:国際標準化機構が定める品質管理に関する国際標準化規格のひとつで、環境に与える負荷を、継続的に低減・防止していくための仕組みを、環境マネジメントシステムとして組織の中に構築するためのもの。

<sup>8</sup> **エコアクション21**:環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として、環境省が策定した事業者のための認証・登録制度のこと。

<sup>9</sup> **一般廃棄物処理計画**:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第6条第1項により、市が作成する一般廃棄物の処理に関する計画のこと。

## (2) し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、将来の発生量を勘案しつつ、新たな施設整備に向けて検討を進めます。

## (3) 産業廃棄物処理の適正化の促進

地域及び地域住民の健全な環境保全を図るため、排出事業者及び処理業者に対する普及啓発及び適正な指導・監督を行うことによって、産業廃棄物の適正な処理及び不法投棄の防止を図ります。

# 3 公衆衛生の充実

## (1) 食品衛生対策の充実強化

食の安心・安全の確保をはじめ、市民の衛生的な生活を確保するため、中核市<sup>10</sup>に相応しい保健所機能を整備し、食品衛生関係施設、生活衛生関係施設の監視指導体制及び試験検査体制の充実強化を図ります。

### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
環境マネジメントシステム維持管理	<b>環境マネジメントシステムの拡充</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステム未構築地域への認証取得範囲の拡充</li> <li>市内民間事業者の環境マネジメントシステムの導入の促進</li> </ul>	市 市
処理環境の充実	<b>ごみ処理体制の整備充実</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的なごみ収集、処理体制の充実 資源ごみの収集、再資源化の推進 ごみステーションの設置、管理体制の充実 ごみ減量化に向けた普及啓発及び支援の充実 緊急事態に対応したごみ処理体制の整備</li> </ul>	市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理施設の整備</li> </ul>	市
	<b>し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の整備促進【再掲】</li> </ul>	市
	<b>産業廃棄物処理の適正化の促進</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実</li> </ul>	市

<sup>10</sup> 中核市：政令指定都市以外の市で、人口が30万人以上で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるよう、政令で指定された都市のこと。

事業	事業概要	事業主体
<p style="text-align: center;"><b>公衆衛生の充実</b></p>	<p><b>食品衛生対策の充実強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 食品衛生・生活衛生関係営業施設の監視指導体制の充実強化</li> <li>• 試験検査体制の充実強化</li> </ul>	<p style="text-align: center;">市 市</p>



下関のバースデー・クリーン大作戦



下関市リサイクルプラザ

## 第8節 地域・生活関連施設の整備

### 《現状と課題》

本市では市民の公益活動等を行う場所として、公民館等さまざまな施設を有しています。これら公共施設の管理については、管理受託制度<sup>1</sup>から指定管理者制度<sup>2</sup>へ移行され、民間経営の発想やノウハウ<sup>3</sup>を取り入れることにより、多様化する市民のニーズに対応し、より質の高いサービスの提供ができるようにすることが重要となっています。

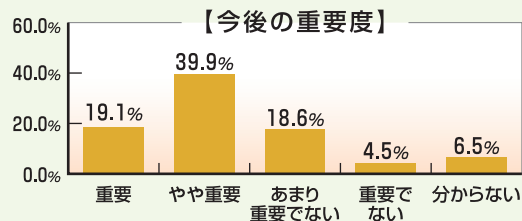
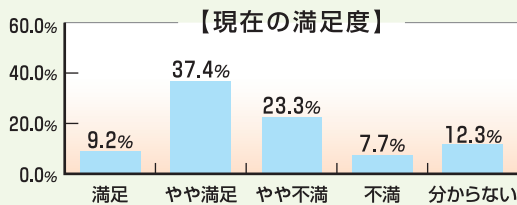
また、公共施設は新設よりも活用を進める視点から、適正な管理と運用の時代に入っています。

新たに整備を行う際には管理、運用を考慮した整備のあり方が求められます。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

(回答者…2,430人)

##### 交流施設、公民館等の整備など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

#### ■ 公民館・集会施設の状況 (平成16年3月31日現在)

区分	公民館			集会施設			住民基本台帳人口 C (人)
	箇所数 A	専任職員数 (人)	1箇所当たり人口 C/A (人/箇所)	箇所数 B	延面積 (㎡)	1箇所当たり人口 C/B (人/箇所)	
下関市	35	54	8,381	399	35,604	735	293,347
山口県	261	251	5,794	2,868	225,721	527	1,512,333

資料：山口県地域振興部「平成15年度市町村公共施設概要」

<sup>1</sup> 管理受託制度：管理受託者が、図書館や公民館等の公の施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、管理や業務を行うことを目的とした制度。「指定管理者制度」により、管理受託者に民間事業者を含むことが可能になった。

<sup>2</sup> 指定管理者制度：公の施設の管理に関する新しい制度で、多様化する住民ニーズに応え、より効果的、効率的に管理運営を行うため、公共団体等に限られていた管理運営主体を、民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることができる制度。

<sup>3</sup> ノウハウ：ものごとのやり方。こつ。

## 《基本方向》

- 自治会や青年団体、NPO<sup>4</sup>及び各種ボランティア<sup>5</sup>団体等の活動の活発化に応じて、地域活動の拠点となる公民館、自治会集会所等の整備を図ります。
- 人と動物のふれあいを中心とした動物の管理・愛護施設については、管理のあり方を検討しながら整備に努めます。

## 《施策体系図》

地域・生活関連施設の整備

交流施設等の整備

## 《各事業の方向》

### 1 交流施設等の整備

#### (1) 地域コミュニティ<sup>6</sup>活動の場の確保支援

地域住民の交流活動及び福祉活動の場として、公民館等の未整備地区の解消、既存の公民館の老朽化等に応じた施設の更新に努めます。

また、市民の間に動物を愛護する意識を広め、生命尊重、友愛及び平和についての情操をはぐくむとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止を図るため、動物の管理、愛護のための施設整備に努めます。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
<b>交流施設等の整備</b>	<b>地域コミュニティ活動の場の確保支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館等の整備</li> <li>● 動物の管理・愛護のための施設整備</li> </ul>	市 市

<sup>4</sup> NPO: Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。

<sup>5</sup> ボランティア: 自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

<sup>6</sup> コミュニティ: 地域社会を意味する語。コミュニティ活動: 自治会・町内会・婦人会などの地域団体活動や、地域におけるボランティア活動など。



## 第9節 生活安全の推進

### 《現状と課題》

本市における刑法犯の発生は、依然として高水準で推移し、また、全国的にも子どもが被害者となる事件が発生し、市民の不安感を増大させており、行政と地域が一体となって防犯活動に積極的に取り組む必要があります。

消防については、消防力の整備指針に基づく消防力の充実強化を図り、消防・救助・救急業務の高度化に努めるとともに、防災拠点施設としての庁舎整備や消防救急無線高度化について取り組む必要があります。

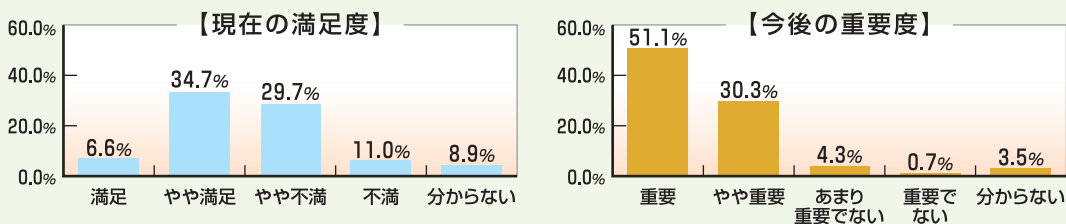
防災については、災害に強い施設の整備や情報伝達手段の確立とともに、市民の防災意識の高揚や自主防災組織<sup>1</sup>の普及促進に努め、市民防災力の向上に取り組む必要があります。

交通安全については、毎年、多くの尊い命が失われていることから、交通事故の抑止に向けたハード・ソフト両面の対策を推進することが重要です。

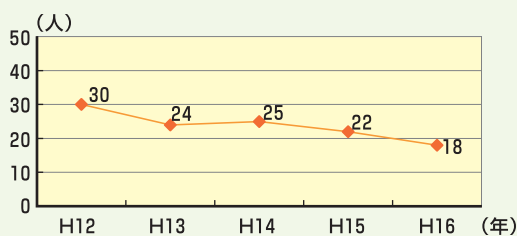
消費生活については、消費者トラブルに対し、被害を未然に防止するための適切な情報提供や消費生活相談の充実が求められています。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

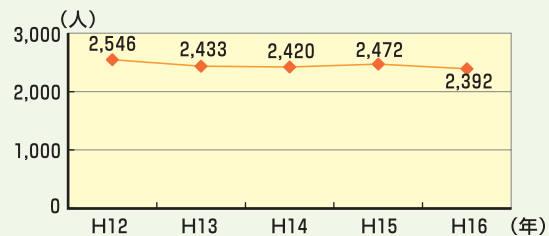
##### 防犯対策・消防体制の強化、交通安全対策の充実など



#### ■ 交通事故死亡者数の推移



#### ■ 交通事故負傷者数の推移

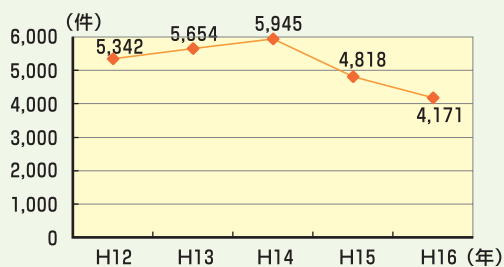


資料:県警察本部交通企画課「平成17年刊山口県統計年鑑」

<sup>1</sup> 自主防災組織:災害時、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う組織のこと。町内会や自治会単位に結成されることが多い。

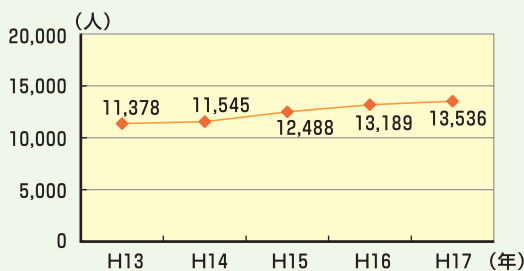


### ■ 犯罪件数の推移



資料:県警察本部交通企画課「平成17年刊山口県統計年鑑」

### ■ 搬送人員の推移



資料:下関市消防局「平成17年消防年報」

## 《基本方向》

- 防犯については、市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図る等、地域防犯活動の強化に努めます。
- 消防については、常備消防<sup>2</sup>の消防力の強化とともに、市民一人ひとりの防火意識の高揚と、消防団等の非常備消防<sup>3</sup>との連携を図り、緊急時に適切に対応できる体制づくりに努めます。
- 救急業務の高度化を図り、救命率の向上に努めます。
- 防災については、地域防災計画<sup>4</sup>の策定を踏まえ、防災施設の整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発と自主防災組織の組織化に努め、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。
- 交通安全については、交通秩序の確立、交通事故の防止や交通渋滞の緩和を図るため、違法駐車追放等の交通マナーの向上を図るとともに、自転車駐車場や交通安全施設の整備を推進します。
- 市街地を中心に交通弱者に対する歩行者優先機能の確保を図り、公共交通機関、駅施設等及び道路空間のバリアフリー<sup>5</sup>化を推進します。
- 消費生活については、安全で安心できる消費生活の実現に向けて、消費にかかわる各種情報を提供するとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

<sup>2</sup> 常備消防:常時消防業務に従事する専任の職員により構成される組織。(例:消防署)

<sup>3</sup> 非常備消防:日常的に別の仕事を持っているが、災害発生時に消防業務に従事する人たちで構成される組織。(例:消防団)

<sup>4</sup> 地域防災計画:災害対策基本法に基づき作成される震災・風水害等の対策に関する計画のこと。災害予防、災害復旧等を計画的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の軽減を図ることを目的としている。

<sup>5</sup> バリアフリー:障害者や高齢者などの行動に支障を来すさまざまな障壁を取り除くこと。

## 《施策体系図》

生活安全の推進

防犯対策

消防・防災機能の強化

交通安全対策

海岸保全対策

消費者保護対策

## 《各事業の方向》

### 1 防犯対策

#### (1) 防犯対策の充実

関連団体との密接な連携のもとに、地域・職場等が一体となった市民総ぐるみの子どもの安全対策の強化及び少年の非行防止運動や暴力追放運動を推進し、市民への防犯意識の普及啓発や防犯対策の充実に努めます。また、防犯灯、街路灯等の整備を図り、夜間に安心して歩ける生活環境の形成を推進します。

### 2 消防・防災機能の強化

#### (1) 消防・防災体制の充実

地域防災計画を踏まえ消防・防災施設の整備を進めるとともに、防災知識の普及啓発と自主防災組織の組織化に努め、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

災害時における防災拠点として、地震等大規模災害をはじめ消防、救助、救急等の災害対応機能の充実した庁舎整備について検討します。

救助業務の高度化を図るためには、救出・救助用資機材等装備の充実に併せて高度救助用資機材の習熟訓練やこれに伴う現場管理能力の養成に努めます。

また、救急業務の高度化を図るためには装備の充実に併せて応急処置範囲が拡大された救急救命士<sup>6</sup>の養成及び救急救命士を含む救急隊員の質の維持・向上が重要であることから、さらに医療機関との連携を深め、メディカルコントロール体制<sup>7</sup>の充実・強化に努めるとともに、自動体外式除細動器(AED)<sup>8</sup>の取り扱いを含めた応

<sup>6</sup> 救急救命士:事故の被災者や急病人など重度の傷病者を医療機関に搬送するまでの間、医師の具体的な指示の下に救急救命処置を行うことができるもの。

<sup>7</sup> メディカルコントロール体制:消防機関と医療機関との連携によって、医師が救急救命士らに事前及び事後の指示や指導を行い、救急現場及び搬送途上の傷病者への応急処置の品質管理と質的向上を図る体制のこと。

<sup>8</sup> 自動体外式除細動器(AED):突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す医療機器のこと。AED(Automated External Defibrillator)ともいう。一般の人の使用も認められている。

急手当の普及啓発を図り、プレホスピタル・ケア（病院前救護体制）<sup>9</sup>を充実させ救命率の向上を図ります。

住宅防火対策については、高齢者世帯の防火対策を中心に防火診断等各種施策を推進するとともに、住宅火災による死傷者の減少及び被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の普及促進に努めます

地震、風水害等の大規模な自然災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安全安心を確保するために欠かせない消防団の装備等の充実及び教育訓練に努めます。

## （2）市民への情報伝達等の充実

災害に強いまちづくりを推進するため、防災施設の整備とともに、コミュニティFM<sup>10</sup>等の活用や防災情報システムの整備等、災害時の市民への的確かつリアルタイム<sup>11</sup>な防災情報の伝達手段の確立を図ります。

## （3）国民保護対策の推進

武力攻撃事態等から、市民の生命・財産を守り、被害を最小限にするため、国民保護協議会等の民意を反映した国民保護計画を策定し、迅速な住民の避難・救援体制の確立を図ります。

# 3 交通安全対策

## （1）交通安全対策の充実

市内における交通死傷事故の減少を目指し、老朽・破損した交通安全施設の改修及び危険な箇所への設置を行い、市民全体の交通安全対策を推進します。

また、交通安全関係各種団体と協働して、交通安全運動の実施や幼児から高齢者までの市民全体を対象にした交通安全指導や教育等を実施するとともに、下関ナンバー<sup>12</sup>の導入を契機に、さらに交通マナーの向上を図り交通事故の少ないまちづくりを目指します。

# 4 海岸保全対策

## （1）高潮の防災対策

高潮から市民生活を守るため、防護施設の整備や海岸（高潮）改良事業を適切かつ計画的に推進します。また、海岸防災施設整備計画<sup>13</sup>を策定し、下関港全体の防災体制を強化します。

<sup>9</sup> プレホスピタル・ケア（病院前救護体制）：怪我や急病の発生現場から、病院に到着するまでの間の救急救護体制のこと。

<sup>10</sup> コミュニティFM：一部の地域を対象に、地域の特色を活かした番組や地域住民が参加した番組、急を要するきめ細かな情報を提供することを目的とした放送（局）。

<sup>11</sup> リアルタイム：同時。

<sup>12</sup> 下関ナンバー：地域振興や観光振興等の観点から、新たな地域名表示を認める制度により、本市を対象として導入される自動車ナンバープレートのこと。2006年10月10日より下関を含む18の新たな地名表示が認められた。

<sup>13</sup> 海岸防災施設整備計画：高潮や台風による災害の防止を目的に、海岸における防護施設等の整備を適切に推進するために策定する計画。

## 5 消費者保護対策

### (1) 消費者相談事業の充実

安全で安心できる消費生活の実現を図るため、消費者自身が適切な知識の獲得・判断・選択ができるよう、消費にかかわる各種情報を提供するとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

また、消費者団体や消費生活アドバイザー等との連携を図り、消費者の自立及び啓発業務の支援を行います。

#### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
防犯対策	<b>防犯対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯意識の普及啓発</li> <li>子どもの安全対策の強化</li> <li>少年の非行防止活動の推進</li> <li>暴力追放運動の推進</li> <li>防犯灯、街路灯等の整備</li> </ul>	民間・県・市 民間・県・市 民間・県・市 民間・県・市 民間・市
消防・防災機能の強化	<b>消防・防災体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の推進</li> <li>自主防災組織の育成・強化</li> <li>消防団の充実強化</li> <li>消防関係施設・設備の整備</li> <li>消防・救助・救急業務の高度化</li> <li>救命士の養成及び応急手当の普及啓発</li> </ul> <b>市民への情報伝達等の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティFM等の活用</li> <li>防災情報システムの整備</li> </ul> <b>国民保護対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民保護計画の策定</li> <li>国民保護協議会の開催</li> <li>避難誘導マニュアルの作成</li> <li>研修・訓練等の実施</li> </ul>	市 市 市 市 市 市 民間・市 市 市 民間・市 市 民間・市

事業	事業概要	事業主体
交通安全対策	<b>交通安全対策の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設の整備</li> <li>交通安全指導、教育の充実</li> <li>自転車駐車場の整備【再掲】</li> </ul>	国・県・市 市 市
海岸保全対策	<b>高潮の防災対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸防災施設整備計画の策定</li> <li>防護施設の整備</li> <li>海岸(高潮)改良事業の実施</li> </ul>	市 県・市 国・市
消費者保護対策	<b>消費者相談事業の充実</b>	市



AED講習会



高規格救急車